

## 社会福祉法人あがた福祉会 役員及び評議員の報酬及び実費弁償費の支給に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あがた福祉会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬及び実費弁償費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬及び実費弁償費の総額)

第2条 役員等に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で報酬及び実費弁償費として支給するものとする。

### (報酬及び実費弁償費の支給)

第3条 役員等が評議員会、理事会、監事監査に出席したときは報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 役員等が上記以外の法人業務に出席したときも同様とする。
- 3 理事長の求めに応じ会議等に出席した者についても同様とする。

### (報酬の額の算定方法)

第4条 役員等（非常勤の者に限る。）への報酬額は日額5,000円とする。

### (実費弁償)

第5条 実費弁償費は交通費のみとする。交通費は最寄りの交通機関(電車又はバス)を利用したものとして計算する。

### (適用除外)

第6条 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対してはこの規程を適用しない。

### (改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合、理事長が理事会の決議を経て、評議員会の承認を得るものとする。

### 附則

この規程は、平成29年 月 日より適用する。